平成２６年（フ）第５号
香川県高松市田村町817番地１　市住２―15
破産者　滝本真裕美（旧姓丸岡）
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６４号
高知市長浜1292番地17
破産者　岩越　勝志
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５３号
茨城県常陸大宮市下檜沢1395番地の１
破産者　大森　才次
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３８号
千葉県木更津市文京２丁目３番５号
破産者　川崎　雅志
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第５４６号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番22―310号
破産者　牧野　忠史
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２７号
北海道北広島市大曲南ヶ丘２丁目２番地13
セジュールコイケハウス壱番館202号
破産者　相田　　大
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２号
静岡市駿河区小鹿１丁目16番８号　第１松岡ハイツ301号、破産手続開始決定時の住所静岡市駿河区中田本町６番１号
破産者　塩澤　　崇
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３５号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目20番15―301号
破産者　浜田　三枝
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６０号
青森県むつ市川内町川内102番地、開始決定時の住民票上の住所青森県むつ市川内町川内240番地
破産者　畑井　英明
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
千葉市若葉区千城台北３丁目９番８号
破産者　鈴木ひろみ
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８７９号
神奈川県大和市林間２丁目５番４号　アイビーハイム南林間204号
破産者　藏並　幸治
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４４号
静岡県浜松市浜北区横須賀1387番地の４　ユニオンハイツ浜北102、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区和地山１丁目５番34号
破産者　半田　　清
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
兵庫県西脇市下戸田652番地の２　市営住宅944号
破産者　柚本　玲明
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１０号
福岡県京都郡苅田町与原３丁目２番地３　ハーヴェストハイツ102
破産者　末松　孝浩
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５２８０号
大阪市大正区小林西２丁目９番４号
破産者　有限会社丸徳海運
1　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
2　一般調査期日　平成27年１月22日午後３時
平成26年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４５号
岐阜市永楽町２丁目14ＫＭコート202号室、住民票上の住所岐阜県羽島市上中町長間90番地１
破産者　青木　篤子
1　破産債権の届出期間　平成26年12月10日まで
2　一般調査期日　平成27年１月27日午前11時10分
平成26年10月30日　岐阜地方裁判所

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１２号
富山県射水市棚田59番地
清算株式会社　株式会社クレア・コーポレーション
代表者代表清算人　前田　勝彦
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
富山地方裁判所高岡支部